

報告第 19 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 14 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、損害賠償請求に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和８年７月８日

足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償請求に関する和解について

足立区は、令和４年５月１０日に発生した事故について、下記のとおり和解する。

記

１ 相手方

足立区内在住者

２ 和解の内容

足立区は、損害賠償金として、既払金を除き、５００，０００円を支払う。

３ 事故の概要

区立中学校のテニス部の練習中に生徒の振ったラケットが背後にいた被害生徒の顎にあたり、前歯を欠損した。

以上